

## いばらきフードロス削減推進事業者協議会設置要項（案）

## （設置）

第1条 事業系フードロスのさらなる削減を図るため、食品関連団体、事業者等が一堂に会し、事業者における具体的な取組を検討し、食品業界全体で推進していくことを目的に、いばらきフードロス削減推進事業者協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## （協議事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- （1）フードロス削減に関する取組の検討及び推進に関すること。
- （2）フードロス削減に関する情報交換及び情報提供に関すること。
- （3）フードロス削減に向けた普及啓発に関すること。
- （4）その他フードロス削減の推進のために必要な事項に関すること。

## （組織）

第3条 協議会は、食品関連団体、事業者、有識者、行政機関等からなる者で組織する。

2 協議会は、茨城県県民生活環境部長が主宰する。

## （招集）

第4条 協議会は、必要に応じて招集するものとする。

2 協議会には、前条に規定する者のほか、主宰者が必要と認めた者を出席させることができるものとする。

## （庶務）

第5条 協議会の庶務は、茨城県県民生活環境部環境政策課において行うものとする。

## （補則）

第6条 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は主宰者が定めるものとする。

## 付 則

この要項は、令和6年 月 日から施行する。